平成２９年（フ）第３５０号
福岡市早良区城西２丁目11番40―401号
債務者　佐藤真樹子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７８号
福岡市東区和白東４丁目３番９号
債務者　伊藤　智里
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０７号
仙台市青葉区二日町２番22―1305号
債務者　武者　廣子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
茨城県小美玉市納場870番地100　常陽テラス１号棟１号室
債務者　滝澤由美子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
兵庫県姫路市山吹２丁目15番26―204号　グリーンヒルズ山吹、従前の住所兵庫県姫路市上手野314番地　マタージュ302号
債務者　村上　保弘
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８５号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目23番11号
債務者　平岡　高徳（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８０号
広島市安佐北区落合１丁目23番13―101号
債務者　村岡　恵美（旧姓高地）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７９号
福岡県糸島市浦志２丁目６番25号　102
債務者　加納　芳之
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９４号
福岡市早良区小田部２丁目４番12号
債務者　永井香代子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３５９号
福岡市東区原田２丁目31番11―１号
債務者　辰元　義美
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１号
京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台２丁目27番３号
債務者　石川　洋三
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第６号
熊本県八代市錦町17番地７、前住所熊本県熊本市中央区渡鹿３丁目１番60号
債務者　後藤　眞優（旧姓三城）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１９２号
名古屋市守山区小幡５丁目13番22号　メゾン喜多山1007号
債務者　奥村　裕司
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２３号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘６棟508号
債務者　堀　　安宏
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２号
神戸市兵庫区湊川町９丁目18番７号　タカシナハイツ104
債務者　中島　憲子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５７号
神戸市兵庫区駅前通２丁目１番40―1205号
債務者　長谷千津子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７６号
神戸市中央区中島通３丁目２番17号
債務者　久井知恵美
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部